

第95回神戸市都市景観審議会  
会議録

令和3年4月12日

## 第95回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 令和3年4月12日(月) 午前9時30分～午前10時55分

2. 場 所 神戸市役所1号館27階 第2・第3委員会室

3. 出席者

磯山委員、角松委員、栗山委員、清水委員、末包委員、長濱委員、藤本委員、  
松下委員、室崎委員、森川委員、森崎委員、平野委員、徳山委員、住本委員、  
朝倉委員、たなびき委員、浦上委員、田中委員、松村委員

都 市 局：鈴木局長、山本副局長、浜田担当部長

文化スポーツ局：安田文化財課長

経 済 観 光 局：佐藤農政計画課農政企画担当課長

建 設 局：福田公園部計画課長

都 市 局：松崎都市計画課長

建 築 住 宅 局：田中建築安全課長

港 湾 局：谷ウォーターフロント再開発推進課長

(事務局)

都市局景観政策課：上田担当部長 福本担当係長、西郷担当係長 ほか

4. 議 案

1. 審議事項

1 神戸市都市景観形成基本計画の更新案について

2 神戸市景観計画の変更素案について

① 夜間景観形成基準

② 税関線沿道景観形成基準

3 景観形成重要建築物等の指定について

4 神戸市夜間景観形成実施計画の改定について(報告)

5 景観アドバイザー専門部会開催結果(報告)

5. 議事の内容

別紙のとおり

## 開 会

○山本副局長 皆様お待たせいたしました。ただいまから第 95 回神戸市都市景観審議会を開会いたします。本日はお忙しい中御出席いただきましてまことにありがとうございます。会議に先立ちまして、都市局長の鈴木から御挨拶を申し上げます。

○鈴木局長 改めまして皆さんおはようございます。都市局長鈴木でございます。

今日は第 95 回の都市景観審議会ということで御出席賜りましてありがとうございます。

令和 3 年度初めての審議会ということで、議題につきましては 5 件ございます。

まず 1 点目が都市景観形成基本計画更新案についてということで、今年の 12 月 17 日に開催いたしました第 94 回の審議会におきましていただいた御意見を踏まえまして必要な修正を行ってございますので、改めて御審議いただくものでございます。

2 点目が景観計画の変更素案についてということで、景観法に基づく景観計画につきまして、新たに加える景観基準の素案について御審議いただくものでございます。

3 点目が景観形成重要建築物等の指定についてということで、本日は茅葺民家 4 件の指定につきまして御審議いただくものでございます。

最後の議案が、景観アドバイザー専門部会の開催結果の報告でございます。

以上、5 点を御審議いただきます。デザイン都市神戸にふさわしい景観形成のために、本日も活発に御議論いただけたらと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○上田担当部長 続きまして会議の成立について御報告をいたします。神戸市都市景観審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、会議は委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席により成立することとなっております。現在委員総数 23 名中 19 名の委員が御出席されておりまして、本会議が成立していることを御報告いたします。なお勝沼委員、川崎委員、長町委員、福田委員の各委員におかれましては、所用により本日御欠席でございます。

続きまして資料の確認をいたします。机の上には座席表と審議会委員名簿を配布しております。そのほかに事前にお配りしております資料といたしまして、議事次第、次に議事 1－資料 1 神戸市都市景観形成基本計画の更新案、議事 1－資料 2 神戸市都市景観形成基本計画の概要、議事 2－資料 1 夜間景観形成基準の策定についての素案、資料 2 神戸市景観計画 税関線沿道都市景観形成地域 の変更についての素案、議事 3－資料 景観形成重要建築物等の指定について、議事 4－資料 1 神戸市夜間景観形成実施計画の概要版、最後に議事 5－資料 景観アドバイザー専門部会開催結果報告でございます。以上ですが、不足はございませんでしょうか。

なお議事 2 につきましては、前回御審議いただきました景観計画全体の素案に今回新た

に追加をいたします夜間景観、税関線の基準の素案を御審議いただくものでございます。全体のほうにつきましては本日御審議いただく追加分もあわせまして、改めて次回の審議会でお諮りしたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に移らせていただきます。ここからの進行につきましては、末包会長にお願いしたいと思っております。末包会長、よろしくお願い致します。

## 議 案

**○末包会長** 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願い致します。早速ですけど議案に入ります。

神戸市都市景観形成基本計画の更新案について、事務局から説明をお願いします。

**○福本担当係長** 議事1 神戸市都市景観形成基本計画の更新案について、御説明いたします。

都市景観形成基本計画の更新等につきましては、昨年8月に当審議会から、あり方の答申を受けて具体案の取りまとめを進め、前回12月の第94回都市景観審議会において、更新の素案について御審議いただきました。

本日は前回の審議会を踏まえまして必要な修正等を行い、案として取りまとめましたので、議事1としてただいまから御審議いただくものでございます。

資料は、議事1—資料1 神戸市都市景観形成基本計画（案）と、議事1—資料2 神戸市都市景観形成基本計画（概要）でございます。

前面スクリーンには、資料の説明場所を投影いたしますので、基本的にはお手元の資料1と、前面スクリーンを御参照いただければと思っております。

まず基本計画の構成、内容につきましては、前回の審議会では「全体としてはこの方向で進めて支障ない」ということでしたので、おおむね前回のままとしております。

前回の審議会でもいただきました御意見は大きく3点ございました。

1つ目は、序章の部分で、この基本計画の目的を記述したほうがよい、というもの。

2つ目は、「わがまち景観構想」と「わがまち空間づくり」の関係が分かりにくい、というもの。

3つ目は、地図での空間情報や景観特性を示すものなどを加えて、より分かりやすく構成すべき、というものです。

これらの御意見を反映いたしまして、修正した部分を中心に御説明させていただきます。

資料1、表紙を1枚めくっていただきますと目次でございます。先ほど申し上げましたように全体の構成については変更ございません。

それではここから修正を加えました部分を中心に御説明させていただきます。

まずいただきました御意見の1点目について説明いたします。3ページを御覧いただい

ますでしょうか。

序章Ⅱ、都市景観形成基本計画の目的と構成です。ここは、前回の素案では、都市景観形成基本計画の構成ということでしたでしたが、「当初の基本計画と同様に、基本計画の目的をこの部分で記述するべきでは」との御意見をいただきましたので、修正を加えてございます。

具体的には、1) 計画の目的と位置づけで、「都市景観形成基本計画は、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、神戸のまちを、市民一人ひとりにとって、親しみと愛着と誇りのあるものにするための基本的方向を明らかにすることを目的として、策定するものである」としております。

次に、いただきました御意見の2点目について御説明いたします。ページが大きく飛んで大変恐縮ですけれども、54ページをお開きいただけますでしょうか。

3-2 景観まちづくりの多様な展開というところでございます。

前回の審議会で、ここで掲げます「わがまち景観構想」と、都市計画マスタープランに位置づける「わがまち空間づくり」の関係が分かりにくい、という御指摘でございましたので、関係性をページ左下に模式図で示しています。

「わがまち空間づくり」とは、まちの将来像の実現に向けて、まちの安全安心、福祉、環境、経済など、さまざまな分野で地域住民が取り組む活動のことを指していますが、このうちの一分野である景観面の取組の中で策定されます「わがまち景観構想」をローカルプランとして位置づけまして、景観まちづくりへ展開していくこととしております。これがいただいた御意見に対する2つ目の修正点でございます。

最後に、いただきました御意見の3点目について説明させていただきます。基本計画全体を通して文章の内容を模式化したり、図や表を適切に添えることで補足するとともに、都市空間としての特性や神戸らしさといったものを共有できるよう、写真などを数多く挿入することで、全体として分かりやすく構成しております。主なところを御説明させていただきます。

まずはページがまた戻りまして恐縮ですが11ページをお開きいただけますでしょうか。当初基本計画にあった、まもる、そだてる、つくる、という基本姿勢に加えまして、これら3つの視点を「つなぐ」ことで、総合的なマネジメントを行っていくことが大切である、ということでこういった模式図をつくっております。

続きまして14ページをお開きください。神戸市の地形特性と景観上の特色を示す「断面図」に加えまして、鳥瞰パースで河川軸や道路軸などを含めた関係性を分かりやすく示しました。

続きまして、またちょっとページが飛んで恐縮ですけれども46ページをお開きください。前にも映しておりますけれども第2章の最後に総括図というものを示させていただいております。まず46ページにつきましては、眺望型景観の総括図です。右側の凡例にあり

ますように河川や道路など都市軸との関係性や、みどりのゾーンや田園のゾーンの自然地域との関係性など、神戸の立体的な地形特性に基づいた眺望景観が多種多様であるということを示しております。

次のページ、47 ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは環境型景観の総括図です。自らを取り巻く周辺環境が、こちらでも多種多様であることを示しており、こうした眺望型景観、環境型景観といった神戸の特色を踏まえて、次の都市景観形成の具体化策へ、つなげることとしております。

続きまして 48 ページ、ここからは第 3 章ということでございますが、第 3 章、都市景観形成の具体化方策です。このページ以降も、第 1 章、第 2 章と同様に、図表あるいは写真、こういったものを用いまして分かりやすい構成ということで修正を加えさせていただいております。

以上が簡単でございますけれども基本計画の更新案ということですが、

この基本計画、65 ページという非常にボリュームの大きなものになっておりますので、本日お配りいたしました議事 1—資料 2 でございますが、要点をまとめました概要版というのを作成しております。概要版につきましても本編と同様に図や写真、こういったものを多用いたしまして、全体像をつかむことができるようにまとめました。両方を併用しながら普及啓発、こういったことに努めてまいりたいというふうに考えております。

なお会議の冒頭でも申し上げましたけれども、この基本計画の更新につきましては、後日、市民の皆様様の御意見を聞くパブリックコメントを実施したいと考えております。このパブリックコメントで寄せられた御意見等に対する神戸市の考え方を整理したもの、これを次の審議会でご審議いただいた上で、この基本計画の更新案、これを確定したいというふうに考えております。

議事 1 神戸市都市景観形成基本計画の更新案に関する説明は以上でございます。

**○末包会長** はい、どうもありがとうございました。御質問、御意見がありましたら挙手をお願いします。

では、お願いします。

**○朝倉委員** 31 ページのところになるかと思うんですけれども、商業業務地の景観ということで、景観形成の 32 ページのところにもそういったための対象ということで、地域の拠点として北区の岡場と鈴蘭台が挙げられています。それで商業業務地ということで挙げられてはいるんですけれども、この鈴蘭台の地域、岡場もそうなんですけれども非常に住宅、特に鈴蘭台は住宅が密集をしているエリアということになっています。それで今後景観形成基準を設立するなど景観誘導を図るというふうにあるんですけれども、この基準はこれから示されるということなのかということと、どんな基準を検討されているのかということと、それにはどういうふうにしてその地域住民皆さんの声が反映されるのかということをお聞きしたいんですが。

**○上田担当部長** 御指摘の岡場とか鈴蘭台というのは、北区の主要な駅の駅前の商業地をイメージしてここに記載をしているというところでございます。

具体的な景観形成基準にそれぞれ、ここに書いてあるところについて個別につくっていくというところまでは想定しておりませんで、景観計画の中で、これまで景観計画を定めてきた重点的な地域、例えば北野、旧居留地等がございますが、それに加えましてより広い範囲で、大規模建築物については基準を設けて誘導していくというような取組をしてございます。そういった中に、商業業務地とか住宅地とか、地域の特性に応じて、こういった誘導をしていくかということに記載していくというふうに考えてございまして、個々具体的にそれぞれ地域での基準を設けていくということまでは考えてございません。

**○朝倉委員** この地域ですけれども、3年前には鈴蘭台の駅ビルが建ってそこに区役所が移転をして駅前にロータリー広場も完成をしたんですけど、駅ビルの低層部分に一定商業施設を誘致するという事なんですけど、まだいまだに空き店舗があったりとか、実際はこの駅ビルに本当は広場、ロータリーのあたりにおられた周辺の店舗の方たちが移りたかったという声もあるんですけど、賃料が高くて移れなくて結局入れずに移転を余儀なくされて、もうほとんどそこにいた店舗がなくなっちゃっているんです。今駅のその前、道路を隔てた向こうにも実は市場、商店街があったんですけど、もうそこもなくなって高層マンションが建っています。それでかなり地域が様変わりしてきているんですよ。この景観の施策ではありますけれども、やはり新たなその商業施設を呼び込むということも書かれているんですけど、そのこと自体が本当に今可能なのかということと、またそれだけでは本当にだめだなというのが現状だと思っています。

それで引き続きこのエリアには土地区画整理事業というのが今後行われる予定になっていて、兵庫商業高校跡地であるとか幹線道路とあわせていろんな計画があるんですけど、やっぱりその地域の現状だとか課題とか、住んでいる皆さんの声をよくつかんでいただきたいなど、景観についても、それを景観に生かしていくということでやっていただきたいというふうに思います。

更新案については6月にパブコメされるということで、具体的な基準については考えてないということなので、それについてのパブコメは特にやるということではないということなんでしょうね。

**○上田担当部長** 予定しております6月のパブコメにつきましては基本計画の、この内容につきましてはのパブコメをしたいと考えております。

**○朝倉委員** 分かりました。

コロナ禍においてもやっぱり暮らし、なりわいを維持するということが本当に、そのための支援というのがますます求められているときなので、住民の皆さんにとっても親しみと愛着のあるまちを守ることが目的となっていますので、その方向でしっかり意見をくみ取っていただいて、それを生かしていくという、市民との、地域との合意で進めて

いただけたらということをお願い申し上げます。

**○末包会長** ありがとうございます。他にございませんか。なければ、基本計画の策定に向けての手續、進めていただくようお願いいたします。

では議案の2に移ります。神戸市景観計画の変更素案について事務局からお願いします。

**○西郷担当係長** 議事2 神戸市景観計画の変更素案について、①夜間景観形成基準について御説明します。

前回の審議会では景観計画全体の素案について御説明しましたが、今回は新しく追加する夜間景観、税関線の景観形成基準についての説明になります。

まず議事2一資料1 夜間景観基準の策定についてです。

お手元の資料1を開いていただきまして、1番目の左上を御覧ください。今回の趣旨ですが、神戸らしい夜間景観の形成を目指し、良質な光の誘導を図るため、景観計画区域全域の大規模な建築物・広告物や、都市景観形成地域などの重点地区内の建築物・広告物において夜間景観の基準を新たに策定するものです。そして策定に至った背景ですが、近年夜間景観形成の重要性が広く認知されてきたこと、エリア全体での誘導策が必要であること、照明技術の進歩に加え、映像装置が街なかで見られるが、にぎわい演出の一方で、使い方によっては景観阻害となる恐れがあること、また、これまでは夜間における基準がなく、指導が困難であったといった点から、今回の基準策定に至りました。

前方のスライドを御覧ください。今回の基準の策定に当たっては神戸市の景観アドバイザー部会の協議事項や、審議済みのビーナステラスの眺望基準をもとに、基本方針や各地区ガイドラインなども比較しながら検討を行いました。その中で重要なキーワードとして、スライドのA、光害防止と安全安心に関する基本的な内容に加えて、Bの快適性、良好な夜間景観形成に必要とされる事項が、基準となるようにしました。そして、Cのエリア特性に関するキーワードは重点地区での基準検討の参考にしました。

それではお手元の資料に戻っていただきまして資料1の左下、3 夜間景観形成方針を御覧ください。先ほどのキーワードや基本計画の夜間景観方針を踏まえ、全体方針として、「1 温かみのある夜間景観を印象づけ、安心して快適な夜間環境を創出する」、「2 地区特性に合わせた夜間景観形成に努め、適切な照度、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る」を掲げています。右側の表は景観計画区域全域の大規模建築物・広告物の夜間景観形成基準です。これらの基準はこれまでに審議済みであるビーナステラス眺望景観形成基準をもとに作成しています。詳細を次の資料で御説明します。

めくりまして、2 ページ目を御覧ください。左側が先ほどと同じ景観計画区域内の大規模基準、右側が審議済みのビーナステラス眺望景観形成基準となっています。2つの基準の比較資料となっていますが、左の薄く緑に塗っている箇所が異なる部分になります。大規模基準の内容を上から順に御説明します。なお、基準の文言には良質な演出や映像装置は設置できるようにただし書きの文言を追加しています。



左側の夜間景観の基準、建築物等、照明の項目の基本事項を御覧ください。基本事項には、これまで景観計画の照明欄に記載のあった「夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する」、「照明は、周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する」をそのまま適用しています。次の色温度ですが、色温度については方針を反映し、「外部から視認できる照明は電球色を基調とする」としています。次に輝度・グレアです。輝度・グレアの表現については、「輝度は周辺環境に配慮したものとする」、「照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する」、「不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する」とし、不快なものを抑制する基準となっています。眺望基準との文言の違いですが、眺望基準では視点場からといった表現になっていた部分を改めました。次の変化については「光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない」とし、激しく変化するものを抑制するための基準としています。次は演出についてです。演出の1つ目は「建築物や植栽をライトアップするなど良好な夜間景観の演出に努める」とし、大規模建築物では、安全面や快適性にもかかわる基本の項目として記載します。そして、演出項目の中部分の、緑のバーの箇所ですが、眺望基準では高層建築物の頭頂部の照明演出や、ランドマークの演出の記載がありますが、対象が一部に限られるため大規模基準には記載せず、演出が必要とされるような超高層建築物などがデザイン協議や重点地区基準で対応していきたいと思えます。演出の次の項目、「演出を行う場合の光の動きや点滅、色の变化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける」は、激しい変化を抑制する基準としています。次の演出の黄色塗り部分では、基本項目に加えて商業業務地内の地区ごとに追加する基準として、「建物から漏れる光で沿道をやわらかく照らし、行き交う人々をもてなす照明を演出する」を記載しています。

そして次はその下、屋外広告物です。屋外広告物についても輝度・グレア、変化の項目で、不快なもの、激しく変化するものを抑制する基準としています。また、一番下の映像装置は輝度や変化抑制の基準を基本とし、住宅系エリアでは原則掲出しません。

めぐりまして、3ページを御覧ください。重点地区の都市景観形成地域、沿道景観地域の夜間景観基準です。

まず凡例の説明ですが、黒字が大規模基準と同一の基準、黄色塗りは各エリアで追加する基準、赤字は既存の夜間基準で示しています。重点地区では先ほどの大規模基準を基本事項として、エリアの特性に沿って違いをつける基準にしています。ただし、下のほうにあります屋外広告物の輝度・グレアの欄にある黄色塗り部分、「内照式は避け、できる限り外照式とする」については、南京町を除き、重点地区全てに記載しています。

それでは黄色塗りとなっている各地区の追加部分を順番に御説明します。

まず北野町山本通です。北野町山本通は住宅地でもあるため、演出は、歴史的な建築物やシンボリックな樹木など景観資源のライトアップの表記に変更しています。一番下、映像装置については原則掲出しません。

次に旧居留地です。旧居留地は、地域特性に合わせた夜間の雰囲気やにぎわいを重視する地域であるため、まちなみの連続性、にぎわいの形成の欄に、既存の基準である「にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める」に加えて、新規の「店舗の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ明かりによる効果や、壁面のしつらえに配慮する」を追加しています。

右に行きまして神戸駅大倉山の黄色塗り部分を御覧ください。神戸駅大倉山の神戸駅前ゾーン、相栄ゾーンも旧居留地と同じく、「ショーウィンドー的に活用」、「壁面のしつらえに配慮」の項目を追加しています。一方で、大倉山ゾーンについては住宅地も含まれるため、演出を景観形成道路沿いに限定し、一番下の映像装置は原則掲出ししないとしています。

次は須磨・舞子海岸です。須磨・舞子海岸については、「光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する」を追加しています。

続いて、4ページを御覧ください。

次は岡本駅南についてです。岡本駅南では、その他の地域は一般的な住宅地になるため、演出を行う項目を削除しています。景観形成道路沿いでは、ショーウィンドーの活用や壁面のしつらえ配慮の項目を追加し、一番下の映像装置は既存の基準で掲出禁止となっています。

次に兵庫運河周辺です。兵庫運河周辺では、既存の基準である「眺望点や対岸などからの見え方に配慮した夜間景観の演出に努める」を加えたものになります。

次は税関線沿道です。税関線沿道の景観形成道路沿いについてもショーウィンドー的な活用や壁面のしつらえ配慮の項目を追加しています。

次に南京町です。南京町などの特色の強い地域は一部基準が異なりますが、既存の地区基準を優先します。ショーウィンドー的活用や壁面のしつらえ配慮は同じく追加しています。赤字部分の既存の基準ですが、屋外広告物の輝度・グレア欄は他地区と異なり、「内照式、外照式に限らず広告物の照明により、夜間景観の向上に寄与するよう努める」とし、さらに景観形成道路沿いの追加事項では「中国風情緒を高めるのに効果的なイルミネーションの区分により、効果的な照明に努める」としています。

続いて最後の5ページを御覧ください。新技術に対する考え方を御説明します。

先ほど説明した新たに策定する夜間景観形成基準は近年増えている新技術にも対応したものとします。資料左下は新技術や映像装置の例を写真で紹介しています。

資料の右側を御覧ください。メディアファサードなどに対しては青色部分、建築物等の基準で対応します。主に変化や演出の項目で動きが激しくないものや、派手な色合いを抑制します。デジタルサイネージやプロジェクションマッピングは緑色部分、屋外広告物の映像装置基準で対応します。時間帯や輝度の配慮、激しい動きや色の変化を抑制する内容です。建築物の基準は新築や外観の変更の届け出として、屋外広告物は屋外広告物条例の

許可基準として適用されますので、その中で良好な新技術を活用した夜間景観の誘導を行っていきたいと思います。

議事 2—資料 1 夜間景観形成基準の説明は以上です。

○末包会長 はい、ありがとうございました。

先に私から事務局に伺いますが、これ、夜間景観が専門の長町委員に御意見は求められた結果でしょうか。

○上田担当部長 はい、事前に長町委員、あと福田委員の御意見伺っております。

○末包会長 それは反映されているということ。

○上田担当部長 はい、反映済みでございます。

○末包会長 はい。もう既に専門家の意見を得たうえのものということですが。

では委員の皆様から御意見がありましたら御頂戴したいと思います。

はい、お願いします。

○磯山委員 すみません。屋外広告のことなんですけども、屋外広告についてはできるだけ内照式は避けてという記述が全ページにわたってありますが、これはできるだけ避けるということなのか、できないということなのか、どういう意味合いでしょうか。場合によっては内照式もオーケーというふうに解釈していいものなのでしょうか。どちらなんですか。

○上田担当部長 はい、ここの記述ですけれども、内照式を避けできる限り外照式という表現でございまして、さらにただし書きがございまして、文字のみの場合など夜間景観を演出するものはこの限りではないということで、内照式が禁止ということではございませんで、できるだけ外照式というほうでお願いしたいという形になります。

○磯山委員 すみません、文字だけの場合の内照式というのはバックネオンであったりアクリルの押さえであったりあると思うんですけど、商業地においてパネルとせざるを得ない、しかも夜間営業しなくちゃいけないというところのサインについては内照式がだめであれば外照式という話ですけども、外照式の場合LEDにしても、結構腕が出てくるんですよ、壁面から。その腕というのは道路占用にひっかかるはずなんです。だから台風とか近年の暴風とかで安全面からいうても内照式は一部、その場所によってはオーケーというふうな考え方はできないものなのでしょうか。

○末包会長 いかがですか。

○上田担当部長 御指摘のようなケースも当然あるかと思いますが、屋外広告物の許可基準ということでもありますから、安全面も含めた道路管理的な考えからも判断されるということにはなるかと思いますが。ここではできる限りという形で記載させていただいておりますように、あくまで望ましいという意味合いの基準でございまして、努力義務とお考えいただけたらというふうに考えてございます。

○磯山委員 分かりました。ありがとうございます。

**○末包会長**           ほか、特にございましたら。よろしいですか。

ではただいま出ました意見も踏まえて、引き続き変更案取りまとめもお進めください。

では次の議題に移ります。次の議題、お願いします。

**○西山担当係長**       続いて、神戸市景観計画 税関線沿道都市景観形成地域 の変更（素案）についてでございます。

資料は、議事2—資料2です。前のスクリーンでは説明箇所を表示しますが、基本的にはお手元の資料を御覧いただき、それに沿って御説明をさせていただきます。

まず1枚目、1.目的と背景ですが、平成30年9月に「えき~まち空間」基本計画を策定し、その中で、官民が連携しながら神戸の玄関口にふさわしい空間の創出を目指すため、公共空間に備えるべき役割や機能、周辺建築物などのあり方等をまとめた「景観デザインコード」を設定することとしております。左側の図に示すとおり「景観デザインコード」は、「景観形成方針」「景観形成基準」「ガイドライン」の3つにより構成するものですが、これまでの審議会において「基準やガイドラインなどの前提となるコンセプト」である「景観形成方針」や、「法令に基づく行為の制限事項」として定める「景観形成基準」の考え方などについて御説明させていただきました。本日御説明させていただきますのは、その「法令に基づく行為の制限事項」として定める「景観形成基準」の素案についてですが、これは、景観法に基づく景観計画として基準を定めていくこととしており、具体的には既定の税関線沿道都市景観形成地域を変更することを予定しております。本日は、その変更の素案について、審議いただきたいと考えております。

次に、2.変更の考え方です。第93回の審議会でお示ししましたが、景観デザインコードでは、「えき~まち空間」における神戸の玄関口としてふさわしい景観形成を図ることに加え、神戸のメインストリートである税関線と一体となり、周辺の「まち」とのつながりを意識した景観形成を目指します。そのため既定の税関線沿道都市景観形成地域から三宮駅周辺を拡充し、さらに基準を再編することで、「えき~まち空間」と税関線で一体的な景観誘導を図っていきたいと考えております。

続いて、3.変更内容です。まず「(1)区域名称」ですが、現在「税関線沿道」としてしているものを、「税関線・三宮駅前」に変更いたします。

次に「(2)区域」についてですが、ここで前面のスクリーンを御覧ください。こちらが現在の区域図です。紙資料では4ページ目、2枚目の裏面に載せております。まず区域の話です。外枠の黒の太線が「区域線」になっております。北は新神戸駅付近から、南は国道2号までで、主に税関線沿道を区域に含んでいます。また、区域の中で「ゾーン」を北から①②③④の4つに分けており、さらにグレーの部分ですが税関線を「景観形成道路」として位置づけております。このページには参考に、区域のほかに2番として「この区域における景観形成に関する方針」として2つの方針でありますとか、3.景観形成基準として現在、建築物や屋外広告物にかかる基準を載せております。

次に、変更する区域図です。こちらもスクリーンで御説明いたします。紙資料では、1枚目の右側の「区域図」になります。まず黒の太線が、先ほど御説明しました現在の区域線ですが、今後、税関線と「えき~まち空間」を一体的な景観誘導を図るため、三宮駅前周辺を、赤線のラインまで東西を拡大します。これは平成31年3月に指定した、特別用途地区：都心機能誘導地区のうち、住宅などの建築を禁止する都心機能高度集積地区に合わせて拡大しており、商業・業務などの都心機能の誘導とともに、上質なにぎわい景観の形成を図っていきたいと考えております。そのほか、現在は区域の中でゾーンを①から④の4つに分けておりますが、そのうち三宮駅の北側から国道2号までのゾーン④を、今回の変更で国際会館前交差点より南側をゾーン④、三宮駅周辺をゾーン⑤として細分化いたします。さらに現在の区域の中で、税関線にかかる「景観形成道路」を「景観形成道路A」と名称変更し、新たに三宮交差点を中心とする三宮クロススクエアの部分を、グレーの十字部分ですが「景観形成道路B」、さらに三宮交差点を「景観形成街角C」、国際会館前交差点を「景観形成街角D」として位置づけます。その上で、それぞれにおける方針や基準を設けることで、計画敷地の地域特性に応じてきめ細やかな景観誘導を図っていきたいと考えております。

続いて、紙資料に戻りまして2ページ目、1枚目の裏面になります。「(3)良好な景観の形成に関する方針」についてでございます。現在この「方針」は、先ほどの4ページ目に記載しておりましたが、2つの方針を掲げております。今回の変更ではこの方針をより具体的に示していきたいと考えており、まずは区域全体における「景観特性」「景観形成の目標」などを示し、さらに「景観形成道路」や「景観形成街角」、右のページには、「地域特性に応じた考え方」として、区域の中でエリアごとの方針を示していきたいと考えております。方針の中身については、抜粋して御説明させていただきます。まず「景観特性」に記載のとおり当地区は、新神戸駅から国道2号に至る神戸の都心の代表的な道路軸であり、また神戸の顔として位置づけられている地域であることから、「目標」のとおり神戸のメインストリート及び神戸の玄関口にふさわしいまちなみの形成を目指します。

そのため、「景観形成の基本方針」のとおり、連続性や一体感のある洗練されたまちなみや多彩な「まち」の個性がにじみ出す神戸らしいまちなみの形成などの3つの「基本方針」を掲げ、さらにそれを実現するための「景観形成基準の基本的な考え方」として、「1. 当地域の位置づけにふさわしい建築物の規模を確保する」でありますとか、3番、4番で、地域特性に応じた景観形成や景観形成道路や街角に面する建築物への重点的な誘導といった考え方を示しております。次にその下、「景観形成道路」、「景観形成街角」についてですが、「景観形成道路」は、「まちなみの連続性や一体感、にぎわいの広がりを感じられる道路軸景観を形成していくべき道路」として、税関線を道路A、三宮クロススクエアの部分を道路Bとして設定します。さらに「景観形成街角」は、「公共空間と建築物が互いに向き合い一体感と空間の広がりを特に演出する街角」として、三宮交差点を街角C、国際会館

前交差点を街角Dと設定し、それぞれの方針を示しております。

次にページ右半分、「地域特性に応じた考え方」ですが、区域の中でもそれぞれの地域特性に応じた景観形成を図るため、エリアごとの方針を示しております。まず上から、区域全域のゾーン①から⑤では、「海と山、周辺の「まち」をつなぐ連続性や一体感のある洗練されたまちなみ」、三宮駅からウォーターフロントをつなぐゾーン④⑤では「空間の広がりや居心地の良さを感じる、人が主役のにぎわいあるまちなみ」、三宮駅前のゾーン⑤のエリアについては、「神戸の玄関口にふさわしい象徴的なまちなみ」といった方針を示しており、さらにそれぞれにおいて詳細な考え方を示しております。また、その下ですが、三宮駅周辺においては線路の南北、税関線の東西などでそれぞれ特色あるまちなみがつくられており、さらに庁舎・東遊園地については再整備が進むことから、この5つのエリアにおいても、目指すまちなみを示していきます。例えば「三宮駅前北」では、サンキタエリアなどの高い繁华性と、その中にある居心地の良さが調和する、洗練されたにぎわいのあるまちなみを形成する。「三宮駅前東」は、複数の鉄道駅に加え、今後は新たなバスターミナルの整備が予定されているなど、「まち」への導入部として、周辺の「まち」へのつながりを意識できる利便性の高い空間を創出する。また、三宮駅前南東、南西、庁舎・東遊園地エリアについても、それぞれの考え方を示しております。

次に、3ページ目、2枚目の表面になります。「(4)景観形成基準」についてです。まず現在の景観形成基準は先ほどの4ページのとおりですが、この3ページの右半分に載せている「既存の基準」については、この度の区域の拡大、景観形成道路Bの追加などに伴い、下線の部分など基準の対象となるエリアを一部見直すなどの変更を行っております。また、区域拡大により、新たに区域に入る敷地については、新たに適用されることとなります。

次に、今回追加する基準は左半分となります。追加する基準のポイントとしては、先ほど御説明した2ページの方針の「景観形成の基本方針」の3点を掲げており、さらに右の図に示すとおり、海や山、空への見通し景観に配慮したまちなみ、壁面位置や軒線の誘導による一体感のあるまちなみ、公共空間と沿道建築物で構成する低層部分のにぎわいといった点も意識し、それらを実現するための基準を定めます。その下が追加する基準ですが、建築物・工作物等に関してで、三宮駅周辺とそれより南側のゾーン④⑤の区域において、新たに追加します。

まず「壁面のデザイン」ですが、建築物は上質で洗練されたデザインとし、低層部は、にぎわいを感じられるよう解放感や透明感のあるデザイン、中層部は、閉塞的で単調な壁面をつくらない、高層部は、圧迫感を軽減するため軽やかで控え目なデザインとするとしております。なお、低層部や中層部が建物のどの部分を示すかについては、この表の一番下「備考」に記載しております。「低層部」は1・2階部分で、「中層部」の高さは、低層部を超え、最高で45メートルまで。三宮駅周辺のゾーン⑤については60メートルまで

の部分で設定いただく。「高層部」は、高さが中層部を超える部分としております。「壁面のデザイン」の欄に戻りますが、5つ目の○、景観形成街角C、三宮交差点とD、国際会館前交差点では、街角との一体感や空間の広がりを感じられるデザインとし、さらに、景観形成街角C、三宮交差点に関しては、街角に向けて正面性があり、開かれたデザインとするとしています。

「色彩」に関しては、ゾーン⑤：三宮駅周辺にかかる基準として、「神戸の玄関口にふさわしい落ちついた色彩とする」でありますとか、自然素材を基調とするなど、素材色を生かしたものとするよう努めるといった基準を設けております。

次に、「まちなみの連続性・にぎわいの形成」については、「建築物等の高さや軒線は、まちなみの連続性に配慮する」や、「建築物の低層部は、店舗など、まちなみのにぎわいと連続性に配慮したものとする」などの基準、次の「敷地・緑化」では、「敷地内の舗装や植栽は、道路や隣接地との連続性や歩行者の通行に配慮する」といった基準により、まちなみの連続性や空間の一体感、低層部のにぎわいをつくっていきたいと考えております。

最後に「壁面の位置の制限」ですが、景観形成道路A及びB、税関線や三宮クロススクエアに面する建築物の中層部は、公共空間との一体感やまちなみの連続性を形成するため、外壁等の面をおおむね道路境界線に近接させ、さらに高層部については、広がりのある都市空間を形成するよう、外壁等の面を中層部より後退させるとしております。ただし、都市計画によって壁面の位置を定めることができる地区等については、この限りではないとしております。

追加を予定している基準は以上となります。

以上が、神戸市景観計画（税関線沿道都市景観形成地域）の変更（素案）として、区域、方針、基準について御説明いたしました。議事2の説明は以上となります。

**○末包会長** はい、ありがとうございました。御意見等ございましたらお願いします。はい、ではお願いします。

**○朝倉委員** 今回新たにエリアも拡大されて出されています、これは都心三宮再整備の取組ということになると思うんですけども、私たち議会でも会派としては三宮の再開発の計画そのものがコロナ禍をやっぱり踏まえていないと、コロナの教訓を踏まえたものになっていないということでちょっと承服しかねる立場です。それでやはり今回のこの計画もそういう意味では、三宮の整備計画をそのまま後押しするようなことになっていきますので、景観誘導、今やっぱりやるべきではないというふうに思うんですけども。いかがでしょうか。

**○末包会長** 事務局、お願いします。

**○上田担当部長** 三宮再整備への御指摘でございまして、たくさんプロジェクトがある中で、中には整備時期等これから決めていくといったようなものもございまして。そういった中でもやはり順次事業者が決まっていくということで、そうした事業者との協議を順次

進めていく必要がございますので、あらかじめ景観についても共通の考え方をしておくということは必要であるかなというふうに思っております。あと、そういった新規の整備だけでなく既存の民間建物などにつきましても、やはり個別で建て替え、改修などが随時出てくるということがございますので、そうしたことに対しても一定の方向性をもって誘導していくということは大事なかなという考えでございます。そういう面でも今回、こういったコードを決めていこうというふうに行っているところでございます。

**○末包会長** 景観計画に関係することをお願いします。

**○朝倉委員** クロススクエアについてもいろいろな意見があり、議会でも未来都市委員会でもさまざま意見が出されている状況です。それでやっぱり三宮で無理やりエリアを拡大して開発をしていくということを進めるのは逆効果にもなるのではないかなと。そう意味では都心エリアの形成基準というのはやっぱりやめるべきではということを一言、申し上げておきます。

**○末包会長** はい、御意見で伺います。

ほか、ございますか。では特にないようでしたら、本案の取りまとめを引き続き進めてください。よろしくをお願いします。

では議案3に移ります。景観形成重要建築物等の指定についてです。

説明をお願いします。時間が若干押しているのでよろしくお願いします。

**○二宮担当係長** それでは議事3は、景観形成重要建築物等の指定についてです。

資料は議事3の資料になります。

今回は茅葺民家の山下家住宅、稲葉家住宅、田中家住宅、中川家住宅、の計4棟を新たに指定したいと考えています。

指定の理由です。平成30年1月の神戸市都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用方針について」で示された評価方法に基づき評価を行った結果、「景観資源としての価値が高く、景観形成重要建築物等の指定などにより、保全活用を図るべきもの」と、いずれの建築物も認められるものです。

それでは4棟の指定及び管理計画案について御説明いたします。

1件目、茅葺民家の山下家住宅について御説明します。まずは、本件の概要について御説明します。神戸市北区有野町有野に位置します。茅葺の主屋は1850年ごろに建てられたと伝えられています。茅葺民家は東を向いた平入りとなっており、現在も土間など当初からの姿を残しています。山下家の位置する有野町有野は、有野町の北端に位置し、武庫川の支流である有野川に沿って形づくられた谷筋にあります。川の右岸はやや急峻な丘陵へとつながり、西宮市との市境となっており、左岸は狭くすぐに丘陵へと続くV字型の地形が特徴的です。

資料は3ページを御覧ください。山下家住宅は有野川の左岸にある集落にあり、西側の丘陵を背にした一番高い位置に、主屋の正面を川の方角に向けて立ちます。旧道からは丘



陵の緑を背景にして建つ当住宅がよく見えます。

4 ページに配置図をつけております。南北に細長い敷地の北側に位置し、敷地東側の通路からアプローチ道となっております。当地区では唯一残る茅葺民家であり、地域の貴重な景観資源となっております。平面図は、前面スクリーンを御覧ください。現在も四間取りの形を残しています。主屋の立面図です。立面図は資料の 5 ページにもつけています。

現況の説明をします。お手元資料の 10 ページからになります。アプローチであります旧道から望むと、西側の丘陵を背に一番高い位置に建つ当住宅がよく見えます。敷地東側にある南からのアプローチ通路です。通路の先に茅葺民家を見ることができます。石積み擁壁が、かつての丁寧な敷地造成計画のもと、設置されています。住宅の前には目隠しのための植え込みと、柿の木が植えられています。南側から見た住宅外観です。北側から見た外観です。生け垣を兼ねた前栽があります。正面となる東面です。丘陵を背に建ちます。

次に、資料 6 ページを御覧ください。管理計画（案）について御説明します。まず保全管理方針ですが、「当地区で唯一残る茅葺民家であり、地域の貴重な景観資源として保全する」としています。

次に、部位別保全管理計画です。主屋の茅葺屋根を初めとして、建築物の外壁、建具や、外構について保全していくこととしています。

資料の 7 ページから 9 ページは、これまでに御説明した景観の特性をまとめた図となっております。「山下家住宅」の説明については以上です。

次に 2 件目、「稲葉家住宅」について御説明します。本件の概要です。資料は 14 ページを御覧ください。神戸市北区長尾町上津に位置します。茅葺の主屋は明治初期に建てられたと伝えられています。その後 2006 年に屋根を残し全面的な改築を行い、同時に北側の離れと物置を増築し、現在の姿となっております。内部は当初からは大きく改変されていますが、南を向いた平入りのつくりや茅葺屋根の形式は当初の民家形式を残したつくりとなっております。北区長尾町は神戸の北端、三田市と接する位置にあります。地区の北側と南側は現在では住宅開発により頂部が削られていますが、小高い山があり、その間を長尾川に沿った平地が開けるやや広めの谷となっております。長尾川沿いに田畑が広がり、南北の山に向かって傾斜していく地形の中に民家が点在しています。

資料は 14 ページを御覧ください。稲葉家住宅は、川沿いの平地からは一段と高くなった段丘面の端部に立地します。そのため、周辺からもよく望め、田畑や周辺の緑などと一体となった景観を有しています。

15 ページに配置図をつけています。敷地の南側の道路がアプローチ道となっております。南を向いた平入りの住宅です。平面図は、前面スクリーンを御覧ください。玄関の西側に座敷を有する形は当初の名残を残しています。立面図です。立面図は資料の 16 ページにもつけています。

現況の説明をします。お手元資料の 21 ページからになります。前面スクリーンを御覧く

ださい。県道 73 号線からの遠景です。段丘の端に建ち、茅葺屋根がよく見えます。前面のアプローチ道路から見た様子です。民家が点在する中に稲葉家も見ることができます。正面の姿です。平入りの茅葺主屋で、建築された明治時代初期ごろは四間取り農家建築でしたが、平成 18 年に茅葺屋根を残しスケルトンリフォームをしています。茅葺屋根は当初のまま残されており、棟仕舞は 7 つの置千木と竹のからすおどしで構成されています。

次に、資料 17 ページを御覧ください。管理計画（案）について御説明します。まず保全管理方針ですが、「丘上にあるため周辺からもよく望め、田畑や周辺の緑などと一体となった景観を保全していく」としています。次に部位別保全管理計画です。「主屋の茅葺屋根と外構を保全する」としています。

「稲葉家住宅」の説明は以上です。

3 件目、「田中家住宅」について御説明します。本件の概要について資料は 24 ページを御覧ください。神戸市北区山田町原野に位置します。茅葺の主屋は 19 世紀前半ごろに建てられたと伝えられ、現在も当初からの姿を残しています。田中家が位置する山田町原野は、帝釈・丹生山系の南側に位置し、四周を山で囲まれた盆地状の地形を有しています。盆地中央には志染川が東西に流れ、これに流れ込む河川沿いに段丘が形成され、やや複雑な平野部を形づくっています。田中家住宅のある原野地区は盆地の最も奥に位置し、周辺よりも一段と低くなった谷となっています。

資料は 25 ページを御覧ください。田中家住宅は原野地区でも東端、青葉台住宅下のがけを背後に位置します。

26 ページに配置図をつけております。主屋は南側を正面にする平入の民家で、宅地の西側には石垣が築かれ、一段高い位置に主屋、蔵などが立ち並びます。平面図は全面スクリーンを御覧ください。茅葺の主屋を中心に、隠居、蔵、離れなどの構えをなしています。2 階平面図です。主屋の立面図です。立面図は資料の 27 ページ、28 ページにもつけています。

現況の説明をします。お手元資料の 33 ページからになります。山田盆地からのアプローチです。谷奥に住宅がたたずむ集落の中にあります。西面を見た様子です。石垣が築かれ、一段高い位置に左から土蔵、隠居、茅葺主屋が建ち、典型的な農家の構えとなっています。石垣は自然石をそのまま積んだ野面積みで、荒さの中にも柔らかな印象を与えています。南正面から見た様子です。平入入母屋形式で主屋の東側に附属屋が建ちます。

次に 29 ページを御覧ください。管理計画（案）について御説明します。まず、保全管理方針ですが、周囲の山、川、田畑と一体となったたたずまいは、茅葺民家が残る山田町にあっても貴重であり、地区の歴史的な景観資源の一つとして、保全しています。次に、部位別保全管理計画です。主屋の茅葺屋根をはじめとして、建築物の屋根、外壁、建具や外構の石垣、塀について保全していくこととしています。

田中家住宅の説明は以上です。

次、4件目、中川家住宅について御説明します。本件の概要は、資料35ページも御覧ください。神戸市西区押部谷町木見に位置します。茅葺の主屋は19世紀後期に建てられたと伝えられています。附属棟の茅葺は主屋以前に建てられたことは分かっていますが、詳しい建築年代は不詳です。西区木見地区は、明石川最上流部の木津地区で木津川と合流する木見川の川筋にある谷合の地区です。木見川沿いには細い谷が伸び、東側の斜面地は圃場整備がなされ、西側の斜面地は川に平行して旧道が走り、これに沿って民家が点在しています。現在は、西北側の丘陵地は住宅地として、東側の丘陵は複合産業団地として全面的に開発されています。

資料36ページを御覧ください。中川家住宅は旧道沿いで、谷奥に向けて徐々に高度が高まる地点に立地します。敷地南側にため池があり、主屋はそこを望むように建つ平入り民家です。西にはすぐ山が迫り、平地が少ない地形であることから、数件の民家がまとまった中にあります。

37ページに配置図をつけております。旧道である県道に接しており、道からは2棟の茅葺民家の姿が印象的です。また川の反対側からも山を背景とした住宅の姿を望むことができます。

平面図は、前面スクリーンを御覧ください。主屋の立面図です。現況の説明をします。お手元資料の44ページからになります。街道からはため池越しに茅葺主屋を望むことができ、山を背景に茅葺屋根が水面に映り込み、表情豊かな風景をつくり出しています。旧道南東から見た様子です。手前に附属屋、奥に茅葺屋根の主屋が建っています。多くの茅葺民家が姿を消した押部谷町にあって、茅葺屋根の棟が二棟並ぶ中川家は極めて貴重な存在です。附属棟は茅葺屋根の老朽化が激しく、現在は応急処置のためにシートに覆われています。東側道路沿いの石垣の上に造られた塀は茅葺民家と一体となった屋敷構えの景観を呈し、古くからある街道沿いの風景によくなじみます。主屋、附属屋が並んで建つ姿です。主屋を南側、正面より見た様子です。主屋縁側と外部の境界は雨戸のみで、雨戸を開放すると奥まで見通せる、昔の造りのままとなっています。附属棟を南から見た図です。

次に40ページを御覧ください。管理計画(案)について御説明します。まず、保全管理方針ですが、「周囲の山、川、田畑と一体となった二棟の茅葺屋根のたたずまいは、茅葺民家がほとんど見られなくなった押部谷町にあっては大変貴重であり、地区の歴史的な景観資源の一つとして保全していく。」としています。次に、部位別保全管理計画です。主屋及び附属棟の茅葺屋根をはじめとして、外壁や建具、外構の石垣、塀について保全していくこととしています。

景観形成重要建築物等の指定及び管理計画の案の説明は以上です。

**○末包会長** ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見あればお願いします。

ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○藤本委員 藤本です。3件目ですかね、田中家。

○末包会長 3件目ですね。

○藤本委員 今現在の写真を見ますと、ブルーシートで塀がわりのようにされているところがあつたのが気になった、21ページですかね。すみません、稲葉家ですね、21ページの真ん中の左の写真で見受けられる、目隠しで何かブルーシートを使われているのと、今最後に御説明がありました中川家の、仮に今シートをかけられている。これの先行きをどういうふうにするかということをお伺いできますでしょうか。

○二宮担当係長 ブルーシートのほうは、おうちの管理上つけられているということで、ちょっとこの先どうされるかということは、まだ聞いていない状態です。

中川家の4件目の附属屋についているシートは、かやぶき屋根の修繕のため応急処置としてかけられている物で、今後指定を受けましたら、助成を受けてかやぶき屋根にかけ変えたいという意思でおられるというふう聞いております。

○藤本委員 ありがとうございます。かやぶき屋根にシートをかけられる白でよかったなと思うところと、21ページの稲葉家、こういう何か補修をされるときはできるだけ色のないものを活用される、もしくはダークな色のシートを活用されるということをぜひお伝えください。

○末包会長 ありがとうございます。ほかございますか。

では、この4件に関しまして、景観形成重要建築物に指定し、案のとおり管理計画を定めるということに達したいと思えます。どうもありがとうございます。

では、議事の4に移ります。今日は議事がたくさんあるんですが、夜間景観形成実施計画の改定についての報告です。事務局からお願いします。

○西郷担当係長 議事4 神戸市夜間景観形成実施計画の改定についての御報告です。

議事4 資料1の青い資料を中心に御説明します。

神戸市では、平成23年度に夜間景観にみがきをかけるため、都心・ウォーターフロントエリアを対象とした具体的施策をまとめた、神戸市夜間景観形成実施計画を策定しました。今回は、一部対象エリアの拡大、三宮・ウォーターフロントエリアの開発に伴う各地区の内容更新を行うため、令和2年度末に、改定を行いました。この実施計画は、有識者や専門家、地域団体、事業者等で構成する「神戸市夜間景観形成実施計画推進委員会」において、具体化に向けた検討を行っています。今回の実施計画改定についても、推進委員会にて検討し、改定を行いましたので、御報告いたします。

では、議事4、資料1を御覧ください。お手元の資料は、概要版です。全体版は後日ホームページに掲載予定ですので、そちらで御覧ください。資料は新しく周知も兼ねて、改定版全体の内容の概要になっています。

資料1枚目ですが、現状と課題、対象エリアを記載しています。対象エリアについてで

すが、カラーで色をつけている部分が対象エリアで、フラワーロード、都心北、ウォーターフロント、都心、H A T神戸ゾーンが対象になります。今回の改定で、県庁周辺・兵庫運河周辺を追加しました。対象エリアとすることで、後ほど紹介します夜間景観形成支援制度の対象とすることなどをねらいとしています。また、赤枠で囲っている地域が重点地区になります。今回の改定で元々対象エリアであったH A T神戸を重点地区に格上げしています。

めくっていただいて中折面を御覧ください。重点地区8地区の内容を抜粋して記載しています。各地区とも上から地区名、コンセプト、地区の特徴、これまでの実施内容を含む現状や課題、地区の方針を記載しています。

簡単に一言ずつ御紹介します。左の税関線沿道地区では、シンボリックな光の演出ということで、フラワーロード光のミュージアムや三宮クロススクエア部での夜間景観形成を方針に掲げています。右の旧居留地地区では、レトロな落ち着いた風格のある地区ということで、電球色での光の演出を目指し、にぎわいのある仕掛けづくりを方針に掲げています。左下、南京町地区では、にぎやかな光の演出、中国風情緒豊かな地区として、ランタン照明などにより、個性的な夜間景観形成、何度でも訪れたいくなる取組を記述しています。

乙仲・海岸通り地区は、ほのかな光の演出、個性的な店舗が立ち並び、レトロな雰囲気演出する地区として、電球色の推進やゲート景観の演出を掲げています。右上、メリケンパーク・ハーバーランド周辺地区では、みなと神戸のにぎわいと活気ある夜景のシンボリックな地区であり、B E K O B Eなど新たな観光拠点を創出し、イベントも開催されるにぎわいの場ですが、海上・対岸から見る魅力的な光の演出や、充実した維持管理体制の構築を掲げています新興突堤西地区では、K I I T Oや神戸大橋のライトアップが完成しましたが、今後も人の流れを生み出すような取組をめざしますと記述しています。

下に行きまして、ポートアイランド西地区では、B E K O B Eモニュメントの完成や、方針では、海側からの夜景の視点場として、また対岸から見られる視点場として、活用の仕掛けを行っていくことを掲げています。H A T神戸地区は夜間景観の資源として未活用なものが多くありましたので、重点地区として位置づけ、ハーバーウォークやなぎさ公園、灘駅前広場などミュージアムロードの夜間景観整備などを掲げています。

裏面の最後のページを御覧ください。対象エリア全体での取組として、ランドマークなどのライトアップ推進、魅力的な夜間景観の発掘・P Rなどを掲げています。真ん中部分は、一つ代表事例として、夜間景観支援制度の紹介を行っています。支援制度では夜間景観形成に関するアドバイザーの派遣や照明整備等の助成を行っています。

最後は今後の展開も記載しています。改定の御報告、概要版の説明は以上になります。

**○末包会長**      ありがとうございます。

最初に私から質問ですけれども、議事の2で夜間形成の基準を示されましたよね。それとこれとは整合しているんですか、きちっと。重点地区との違いはあるとは思いますが、

例えば中身の言葉であるとか方針であるとか、そういうものはきちっと照らし合わされた結果こうなっているんですか。教えてください。

○**上田担当部長** 文言は一言一句どうかというところまではありますけれども、いずれの計画・基準におきましても、長町委員・福田委員にも御参画いただきまして、内容につきましては整合を図っております。

○**末包会長** いや、長町委員の参画を聞いているのではなくて、内容の一致を聞いているんです。

○**上田担当部長** はい。内容については共通というふうに考えてございます。

○**末包会長** 分かりました。いや特に市民目線から見ると非常に分かりにくいんですね、これが違ってくると。一致しているのであれば結構です。一致していないと非常に混乱を生みますよということだけ申し上げておきます。

○**上田担当部長** 分かりました。再度確認いたします。

○**末包会長** ほかがございましたらすみません。はい、お願いします。

○**森崎委員** 質問ですけど、このパンフレットの一番最後のページに、一番下のところなんですけど、市民、事業者、大学等、行政の協創と書いてあるんですけど、この協創いう単語はいつできたんですかね。初めて見たような気がするんですけど、これはもう神戸市では当たり前の言葉になっているんですか。

○**末包会長** 僕の知る限り、特定のタームではないですけど、異業種の協働ということであると、神戸市特有の言葉ではなく、いろんな人たちが協働するという点の最近使っているよく使われる言葉ですよ。一般名詞化しています。だから、神戸市独自の使い方をしているのなら上田部長に答えてもらうしかないんですけど、一般的な意味としては多様な主体が一緒にやるということを協創という、その分野では言っていると、私は理解していますが、違うなら上田部長どうぞ。

○**森崎委員** そういう単語があるわけやね。国語辞典載ってるの。ちょっと教えてください。

○**上田担当部長** ご指摘のとおりでして、特別の意味で使っているわけではございません。

○**森崎委員** でも具体的には、何かこの協創の状態というのはあるんですか。今何かどこかの大学でやっているとか、どこかの事業者とやっているとか、この組んだ中でその光に対して、夜間景観に対しての取組はやっているということやね。

○**上田担当部長** そうです。この取組については、官民それぞれが連携をしてやっているということを示しているということです。

○**森崎委員** ありがとうございます。

○**末包会長** ほかがございましたら。

では、議題の5に移ります。景観アドバイザー専門部会の開催結果報告ですが、現時点

で非公開とすべき案件ございますか。

**○上田担当部長** 本日は、前回 12 月の審議会で報告した以降の案件 3 件御報告いたします。うち、協議成立した案件が 1 件でございます。設計段階協議の案件につきましては、既に協議資料が広告、縦覧されておりますので、公開で御報告いたします。これ以外の計画段階の協議の案件につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 2 号のア、公にすることにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの。

または、同条例の第 10 条第 4 号、地方公共団体の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が著しく損なわれると認められるものに該当し、附属機関及び有識者会議に関する指針第 7 条第 1 項に定める非公開とする場合に該当すると考えられますので、これらの案件につきましては、当審議会を非公開とするのが適切と思われまます。以上でございます。

**○末包会長** では、この時点で会議を非公開としてよろしいですね。よろしいですか。

**○上田担当部長** 公開案件が 1 件ございますので、その後ということになります。

**○末包会長** はい、分かりました。お願いします。

**○福本担当係長** それでは公開案件 1 件ということで御説明いたします。

前面のスクリーンを御覧ください。また、お手元の資料では、議事 5 - 資料に計画概要等を載せておりますので、併せて御参照ください。

1 件目は、移動屋根復旧工事です。

令和 2 年 10 月 26 日に計画段階の協議を行い、第 94 回 12 月の審議会で御報告したものです。その後 12 月 21 日に設計段階の協議を行い、令和 3 年 1 月 8 日に協議は成立しております。位置図でございます。場所は兵庫区和田崎町 1 丁目、兵庫運河周辺都市景観形成地域の運河沿いエリア外で、地下鉄和田岬駅の南に位置する敷地です。高さ約 30.2 メートル、地上 1 階の移動屋根です。設計段階の協議では、周辺からの見え方に配慮した外観の検討などの御意見をお伝えし、配慮検討するとの回答を得て、デザイン上には成立しております。

公開案件の説明は以上でございます。

**○末包会長** それでは、これから当審議会非公開といたします。

傍聴人の方おられましたら、御退出願います。

(非公開案件説明)

**○末包会長** ここから会議を公開にしたいと思います。本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

**○浦上委員** 1 件いいですか。一言言いたいことがあるんです。今の全体に対して。

**○末包会長** 全体に対して。

○浦上委員 はい。

○末包会長 はい、どうぞ。

○浦上委員 今回今年初めの審議会に参加いたしまして、なかなか面倒なことを入れ替わり立ち替わり説明されたことにちょっと感激しているんです。なかなか面倒なことを手際よくいろいろ勉強されて、今日聞かせていただいたことに感謝しておりますので、今後も局においてまた熱心に進めていただいて、刺激的な神戸を造るよう頑張ってくださいと思います。それだけちょっと言いたかった。ありがとうございました。

○末包会長 はい、では事務局お願いします。

○山本副局長 はい、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。次回の審議会の日程につきましては、改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、これをもちまして、第95回神戸市都市景観審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前10時55分 終了